

○宇城圏域介護認定支援システム運用管理規程

平成19年4月1日 宇城広域連合訓令第16号
改正 平成20年10月6日 宇城広域連合訓令第16号
改正 平成21年12月22日 宇城広域連合訓令第14号
改正 平成24年2月3日 宇城広域連合訓令第1号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運用管理体制（第4条－第7条）
- 第3章 運用管理（第8条－第17条）
- 第4章 維持管理（第18条－第21条）
- 第5章 その他（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）（以下「認定支援システム」という。）の適正かつ効率的な運用管理の強化を図るため、認定支援システムを使用する宇城圏域市町（以下「関係市町」という。）及び宇城広域連合において必要な事項を定めるものとする。

（認定支援システムの機能）

第2条 認定支援システムの機能は、次のとおりとする。

（1） 認定事務支援システム

関係市町と宇城広域連合をネットワークで結び、要介護認定の円滑かつ効率的な事業運営の支援を行うためのシステム

（2） 訪問調査支援システム

訪問調査における正確性及び均質的な調査運営形態の支援を行うためのシステム

（3） 認定審査会支援システム

認定審査会の二次審査における正確性、効率化及び円滑で公平公正な審査運営並びにペーパーレス化推進の支援を行うためのシステム

（所有権等）

第3条 認定支援システムの所有権、著作権等は、宇城広域連合に帰属する。

2 認定支援システムは、関係市町に対し無償で貸与するものとする。

第2章 運用管理体制

(管理体制)

第4条 認定支援システムを管理するため、総括責任者、運用管理責任者、端末管理責任者及び端末操作責任者を置き、宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）管理体制報告書（様式第1号）を宇城広域連合まで届け出なければならない。

- 2 総括責任者は、宇城広域連合の事務局長をもって充てる。
- 3 運用管理責任者は、関係市町の介護保険担当課長及び宇城広域連合の介護保険担当係長をもって充てる。
- 4 端末管理責任者は、関係市町の介護保険担当係長及び宇城広域連合の介護保険担当者をもちて充てる。
- 5 端末操作責任者は、その所管する係の職員のうちから、端末機ごとに置くものとする。
- 6 端末管理責任者及び端末操作責任者は、兼務できるものとする。

(業務)

第5条 前条の管理体制における各責任者の業務は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 総括責任者は、認定支援システム全体の総合的な管理を行うものとする。
- (2) 運用管理責任者は、関係市町の認定支援システムの運用に関して、適正な管理を行うものとする。
- (3) 端末管理責任者は、次の運用管理を行うものとする。

ア 認定支援システムの安全かつ適正な利用を図り、要介護認定等の実施に係る認定調査結果及び認定審査会における審査判定結果等のデータ（以下「データ」という。）の保護が確保される運用の管理を行う。

イ 認定支援システムを第12条に定める操作者以外の者が操作できないように配慮し、データの漏えいを防止し、データの保護が確保される運用の管理を行う。

- (4) 端末操作責任者は、システム操作におけるトラブル発生時の連絡調整、ハードウェア等の管理及び機器等操作マニュアルに従い、認定支援システムの適切な操作について管理を行うものとする。

(運営検討)

第6条 認定支援システムの運営上の問題点及び機能拡張の検討を行うため、介護保険ワーキングの中で随時検討、協議を行い、円滑かつ効率的なシステム機能の強化に努める。

(管理体制の変更)

第7条 関係市町は、管理体制に変更があった場合は、遅滞なく宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）管理体制変更届（様式第2号）を宇城広域連合まで届け出なければならない。

第3章 運用管理

(管理責任)

第8条 関係市町は、当該市町の責任においてシステムの適切な運用管理に努めなければならない。

(ソフトウェアの無断貸与及び譲渡の禁止)

第9条 関係市町は、ソフトウェアを第三者に貸与し、及び譲渡することはできない。ただし、特別の事由をもって、宇城広域連合と協議し、第4条第2項の総括責任者が特に認めたときは、この限りでない。

(機器の無断利用の禁止)

第10条 関係市町は、端末機器等を第三者に無断に利用させてはならない。ただし、特別の事由をもって、宇城広域連合と協議し、第4条第2項の総括責任者が特に認めたときは、この限りでない。

(他ソフトウェアの無断インストールの禁止)

第11条 関係市町は、認定支援システムの端末機器に対して、要介護認定及び要支援認定業務に関係のないソフトウェアをインストールしてはならない。ただし、特別の事由をもって、宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）システムソフトウェア拡張申請書（様式第3号）を提出し、第4条第2項の総括責任者が必要であると認めたときは、この限りでない。

(操作者の範囲)

第12条 認定支援システムの操作を行うことができる者は、第4条第1項に定める者とする。

(操作権限の設定)

第13条 端末管理責任者は、認定支援システムの操作権限の管理を行わなければならない。

2 端末管理責任者は、認定支援システムの操作を行うために付与した識別番号（ID）及びこれに係る暗証番号（パスワード）について、第三者に知られないようにパスワード管理表（別表第1）により厳重に管理しなければならない。

(運用管理における留意事項)

第14条 認定支援システムの利用に関し、関係市町及び宇城広域連合が留意すべき項目と具体的な対応策は、宇城圏域介護認定支援システムにおける運用管理指針（別表第2）によるものとする。

(異常時の対応)

第15条 端末操作責任者は、認定支援システムにトラブルが起きないように最大の注意を払うこととし、異常を認めたときは、直ちに宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）トラブル報告書（様式第4号）により、宇城広域連合まで報告しなければならない。

(ウィルス対策)

第16条 認定支援システムの各責任者は、コンピュータウィルスへの感染をしないよう、最大限の注意を払わなければならない。

- 2 感染が発見された場合は、速やかに宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）ウィルス感染報告書（様式第5号）により、宇城広域連合に届け出て、感染の広がりを最小限に抑えるよう努力しなければならない。

（個人情報の保護）

第17条 認定支援システムに携わる各責任者は、個人情報の保護に関して最大の注意を払わなければならない。

第4章 維持管理

（認定支援システムの維持管理等）

第18条 関係市町は、認定支援システムの機器設置環境条件（入力電源、温湿度、じんあい、振動、電界及び磁界、設置条件、メンテナンスエリア等）を、機器の据付場所において常に整備、維持するものとし、善良な管理者の注意をもって業務のため通常の用法に従って使用できるものとする。

- 2 関係市町は、認定支援システムが常時正常な使用状態及び十分な機能を保つように、日常の点検及び整備を行うものとし、関係市町設置の認定支援システムが損傷したときは、その原因のいかんを問わず修繕し、修復を行い、その一切の費用を負担するものとする。

- 3 関係市町は、認定支援システム端末の設置場所等を変更する場合は、事前に宇城圏域介護認定支援システム（うき介護ネット）端末新設・移設依頼書（様式第6号）を宇城広域連合に提出しなければならない。なお、端末新設、移設に係る一切の費用は、当該市町が負担するものとする。

- 4 関係市町及び宇城広域連合の機器等の設置内訳は、宇城圏域介護認定支援システム構築事業に係る市町等別導入機器等明細書（別表第3）のとおりとする。

（認定支援システムの所有権侵害の禁止等）

第19条 宇城広域連合は、認定支援システムに宇城広域連合の所有物である表示をすることができるものとする。

- 2 関係市町は、宇城広域連合の書面による事前の承諾なく、次の行為をしてはならないものとする。

- （1） 認定支援システムを他の不動産又は動産に付着させること。
- （2） 認定支援システムの改造、加工、模様替え等によりその現状を変更すること。
- （3） 認定支援システムを第三者に転貸又は転売すること。
- （4） 認定支援システムの占有を移転し、又は関係市町の介護保険担当係の設置場所から移設すること。

(認定支援システムの滅失、損傷等)

第20条 認定支援システムの貸与からその返還までに、関係市町の故意又は過失、盗難、火災、風水害、地震その他宇城広域連合の責に帰すことのできない事由により生じた認定支援システムの滅失、損傷その他一切の損害は、すべて関係市町の負担とする。

2 前項の場合、関係市町は、直ちに書面にて宇城広域連合に通知するとともに、宇城広域連合に生じた損害を賠償するものとする。

(認定支援システムの保険)

第21条 宇城広域連合は、認定支援システムについて宇城広域連合所定の市町有物件災害共済事業（動産保険）を付するものとする。

2 認定支援システムに保険事故が発生した場合は、関係市町は、直ちに書面にて宇城広域連合に通知するとともに、保険金受取に必要な一切の書類を遅滞なく宇城広域連合に交付するものとする。

第5章 その他

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、認定支援システムの運用管理に必要な事項は、関係市町及び宇城広域連合が協議の上別途定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月6日宇城広域連合訓令第16号)

この訓令は、平成20年10月6日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日宇城広域連合訓令第14号)

この訓令は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成24年2月3日宇城広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1 (その1) (第13条関係)

パスワード管理表 (端末管理責任者用)

《市町用》

システム名	員数	備品番号又は リース番号	ユーザー名	パスワード	使用者等	備考
認定事務支援システム用端末	No. 1					
訪問調査支援システム用端末	No. 1					
訪問調査支援システム用端末	No. 2					
訪問調査支援システム用端末	No. 3					
訪問調査支援システム用端末	No. 4					
訪問調査支援システム用端末	No. 5					
訪問調査支援システム用端末	No. 6					
訪問調査支援システム用端末	No. 7					
訪問調査支援システム用端末	No. 8					

別表第1 (その2) (第13条関係)

パスワード管理表 (端末管理責任者用)

《広域連合用》

システム名	員数	備品番号又は リース番号	ユーザー名	パスワード	使用者等	備考
認定事務支援システム用端末	No. 1					
認定事務支援システム用端末	No. 2					
認定事務支援システム用端末	No. 3					
認定事務支援システム用端末	No. 4					
訪問調査支援システム用端末	No. 1					
認定審査会支援システム用端末	No. 1					審査会委員用
認定審査会支援システム用端末	No. 2					審査会委員用
認定審査会支援システム用端末	No. 3					審査会委員用
認定審査会支援システム用端末	No. 4					審査会委員用
認定審査会支援システム用端末	No. 5					審査会委員用
認定審査会支援システム用端末	No. 6					事務局用

別表第2 (第14条関係)

宇城圏域介護認定支援システムにおける運用管理指針

項 目	具 体 的 な 対 応 策
1 ID及びパスワードの管理 (操作者がID及びパスワードを管理する際に実施すべき対策)	① ID及びパスワードは、第三者に見られるような場所に掲示する等、操作者以外の者に知られるような管理は行わないこと。 ② ID及びパスワードを入力する場合は、第三者に見られないようにすること。
2 データ管理 (操作者自身が利用する情報を管理する際に実施すべき対策)	① 情報を送信する場合は、相手先を限定し、あて先を十分に確認すること。 ② 情報機器及び通信機器を維持、保守するために必要なファイルは、盗用、改ざん、削除等されないように厳重に管理すること。 ③ 重要な情報を記録した紙、磁気媒体等は、安全な場所に保管すること。 ④ 重要な情報を記録した紙、磁気媒体等を廃棄する場合は、内容が漏えいしない方法で行うこと。 ⑤ ファイルのバックアップは、随時行い、その磁気媒体等を安全な場所に保管すること。
3 設置管理 (ハードウェア、機器、通信回線及び通信機器並びにそれらの複合体を管理する際に実施すべき対策)	① 全ての機器及びソフトウェアの管理者を明確にすること。 ② 重要な情報が格納されているか、又は重要な処理を行う機器は、許可を与えられた者以外立ち入れない場所に設置し、厳重に管理すること。 ③ 移動可能な機器は、盗難防止策を行うこと。 ④ システム構成を常に把握しておくこと。 ⑤ 機器及びソフトウェアを導入する場合は、セキュリティ機能がセキュリティ方針に適合していることをあらかじめ確認してから行うこと。 ⑥ 機器及びソフトウェアの設定情報がシステムに適合していることを随時確認すること。 ⑦ 機器及びソフトウェアは、供給者の連絡先及び更新情報が明確なものを利用すること。 ⑧ セキュリティ上の問題点が解決済の機器及びソフトウェアを利用すること。 ⑨ 外部と接続する機器は、十分なアクセス制御機能を有したものを利用すること。 ⑩ システム構成の変更を行う前に、セキュリティ上の問題が生じないことを確認すること。 ⑪ ネットワークを介して外部からアクセスできる通信経路及びコンピュータは、必要最小限にすること。 ⑫ ネットワークを介して外部からシステム管理を行う場合は、認証番号、暗号機能及びアクセス制御機能を設定すること。 ⑬ 長期間利用しない機器は、システムに接続しないこと。 ⑭ 機器及びソフトウェアの廃棄、返却、譲渡等を行う場合は、情報の漏えいを防ぐ対策を行うこと。 ⑮ ソフトウェア及びファイルの改ざんが生じていないことを随時確認すること。
4 教育及び研修	① 必要と思われる教育、研修を随時実施すること。 ② システムに関する情報を入手した場合は、関係者に随時提供すること。
5 監 査	① 各種対策の実効性を高めるため、内部監査を実施し、必要な措置を講ずること。

別表第 3 (第18条関係)

宇城圏域介護認定支援システム構築事業に係る市町等別導入機器等明細書

項目	製 品 名	メーカー名	宇土市	宇城市	美里町	広域連合	合計
1	デスクトップ型パソコン ESPRIMO D551/DX FMVXDBWK4Z	富士通	2	5	1	3	11
2	17型液晶ディスプレイ RDT1711LM (BK)	三菱	2	5	1	3	11
3	ノート型パソコン FMVXN4L04Z LIFEBOOK A561/DX	富士通	7	11	4		22
4	ノート型パソコン FMVXN4L04Z LIFEBOOK A540/CX	富士通				1	1
5	データベース用サーバー PYT103T3S Winsrv2008R2 standard inst	富士通				1	1
6	データベースライセンス SQLServer Standard Edition 2008 R2	Microsoft				1	1
7	データベースディスクセット SQLServer Standard Edition 2008 R2 DVD ディスク セット	Microsoft				1	1
8	データベースライセンス SQLDevice CAL 2008 R2 ライセンス	Microsoft	2	5	1	3	11
9	Winsrv2008 Device CAL ライセンス	Microsoft				6	6
10	Windows Professional ソフトウェアアプライアンス	Microsoft				1	1
11	Windows XP Professional SP3 32-Bit DVD	Microsoft				1	1
12	TRSLClient/ServerSuite 新規パッケージ B (25-49)	トレントマイクロ	9	16	5	5	35
13	無停電電源装置 Smart-UPS 1000	APC				1	1
14	Smart-UPS/Smart-UPS RM用 USBケーブル	APC				1	1
15	電源管理ソフトウェア ダウンロード版 PowerChute Business Edition Deluxe for Windows	APC				1	1
16	NAS<データベースバックアップ用 HDD> 管理者・RAID機能搭載 2ドライブ 2TB	パナソニック				1	1
17	ネットワークVoIPルータ NVR-500	YAMAHA	1	4	1	1	7
18	IPSiO SP C720	リコー				1	1
19	500枚増設トレイ C720	リコー				2	2
20	両面印刷ユニット C710	リコー				1	1
21	SDRAMモジュールⅧ 128MB	リコー				1	1
22	A4両面カラーキャナ FT-6140	富士通				1	1
23	OCRソフト DynaEye Pro V5.0	富士通				1	1
24	審査会用モニター TH-L42D2	パナソニック				1	1
25	認定事務支援システム用 ソフトウェア	NTT	2	5	1	3	11
26	訪問調査支援システム用 ソフトウェア	NTT	7	11	4		22
27	認定審査会支援システム用 ソフトウェア	NTT				1	1
	員 数 合 計		32	62	18	43	155

様式第1号 (第4条関係)

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)
管理体制報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

報 告 年 月 日	年 月 日
市 町 名	
運用管理責任者	部署名：
	職 名：
	氏 名：
端末管理責任者	部署名：
	職 名：
	氏 名：
端末操作責任者	部署名：
	職 名：
	氏 名：

下記まで送付してください (FAX、メール可)。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地2

TEL 0964-32-4144

FAX 0964-32-4152

様式第 2 号 (その 1) (第 7 条関係)

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)

管理体制 (運用管理責任者) 変更届

このことについて、下記のとおり変更しましたので報告します。

記

届 出 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
市 町 名	
旧運用管理責任者	氏 名 :
新運用管理責任者	部署名 :
	職 名 :
	氏 名 :
通 信 欄	

下記まで送付してください (FAX、メール可)。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地 2

TEL 0964-32-4144

FAX 0964-32-4152

様式第2号 (その2) (第7条関係)

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)
管理体制 (端末管理責任者) 変更届

このことについて、下記のとおり変更しましたので報告します。

記

届 出 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
市 町 名	
旧端末管理責任者	氏 名 :
新端末管理責任者	部署名 :
	職 名 :
	氏 名 :
通 信 欄	

下記まで送付してください (FAX、メール可)。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地2

TEL 0964-32-4144

FAX 0964-32-4152

様式第2号 (その3) (第7条関係)

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)

管理体制 (端末操作責任者) 変更届

このことについて、下記のとおり変更しましたので報告します。

記

届 出 年 月 日	年 月 日
変 更 年 月 日	年 月 日
市 町 名	
旧端末操作責任者	氏 名 :
新端末操作責任者	部署名 :
	職 名 :
	氏 名 :
通 信 欄	

下記まで送付してください (FAX、メール可)。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地2

TEL 0964-32-4144

FAX 0964-32-4152

様式第 3 号 (第11条関係)

第 号
年 月 日

宇城広域連合長 様

市町長



宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)
システムソフトウェア拡張申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

担 当 者 名	部署名 :
	職 名 :
	氏 名 :
拡 張 内 容	ソフトウェアの追加
	機器の種類 : ☐ システム用 ☐ 調査員用
	機器番号 : _____
	ソフト名 : _____
	メーカー : _____
	事 由 (拡張の内容をできるだけ詳しくご記入ください。)

下記まで郵送してください。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地 2

T E L 0 9 6 4 - 3 2 - 4 1 4 4

F A X 0 9 6 4 - 3 2 - 4 1 5 2

様式第4号 (第15条関係)

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)

トラブル報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

市 町 名		機 器 名	
運用管理責任者		報 告 年 月 日	年 月 日
端末管理責任者		連絡先電話番号	

○トラブル状況 (市町)

トラブル発生年月日	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時頃 発生
トラブルが発生するまでの経緯等	
トラブル状況 (症状)	

○トラブル対応処理 (広域連合)

対 応 日 時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分	対 応 担 当 者	
対 応 内 容 及 び 経 過			
完 了 確 認	完 了 日 時	年 月 日 () 午前 ・ 午後 時	
	市町担当者名	連合担当者名	
	完 了	☐ 完了 ☐ 未完了	

下記まで送付してください (FAX、メール可)。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地2

TEL 0964-32-4144、FAX 0964-32-4152

様式第5号 (第16条関係)

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)
ウィルス感染報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

報 告 日	年 月 日
発 見 日	年 月 日
発 見 者	市 町 名 : _____ 部 署 名 : _____ 発見者名 : _____
発 見 機 器 名	☐ システム端末 ☐ 調査員端末
感 染 ウ イ ル ス 名	
感 染 し た フ ァ イ ル 名	
感 染 経 路	☐ 外部からの媒体 ☐ メール ☐ ネットワークからのダウンロード ☐ その他 ☐ 不明
最 終 対 処 方 法	

下記まで送付してください (FAX、メール可)。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地2

TEL 0964-32-4144、FAX 0964-32-4152

様式第 6 号 (第18条関係)

第 号
年 月 日

宇城広域連合長 様

市町長

印

宇城圏域介護認定支援システム (うき介護ネット)

端末 (新設 ・ 移設) 依頼書

このことについて、下記のとおり 新設 ・ 移設 を依頼します。

記

担 当 者 名	部署名 :
	職 名 :
	氏 名 :
内 容	
事 由 ※ できるだけ詳しく ご記入ください。	
新 設 ・ 移 設 図 ※ 作業内容が分かる 程度 (別紙可)	
備 考	

下記まで郵送してください。

宇城広域連合総務課介護福祉係

〒869-0532 宇城市松橋町久具396番地 2

TEL 0964-32-4144、FAX 0964-32-4152